

沖縄都市モノレール株式会社一般競争入札広告沖モ第10号

経塚・浦添前田駅舎建設工事(機械)について、下記のとおり一般競争入札を実施する。本広告に記載のない事項については当社で定める一般競争入札要綱の規定によるものとする。

平成28年11月25日

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名: 経塚・浦添前田駅舎建設工事(機械)
- (2) 履行場所: 浦添市内
- (3) 履行期間: 契約日の翌日から平成30年7月31日まで
- (4) 発注形態: 単体企業又は特定共同企業体(以下、特定JVと呼ぶ)
- (5) 資格審査方法: 事後審査型
- (6) 落札者決定基準: 価格競争型
- (7) 最低制限価格: 予定価格の80%

2. 競争入札参加資格要件

本入札に参加できる者は次の要件をすべて満たす、単体企業又は特定JVとする。
単体企業及び特定JV代表者は以下の(1)から(10)の要件を満たし、特定JVの代表者以外の構成員は(1)から(6)、及び(11)(12)を満足すること。

< 共通事項 >

- (1) 沖縄県の入札参加資格において管工事業Aランクに登録されていること。
- (2) 上記(1)の建設業の主たる営業所が那覇市又は浦添市内にあること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 特定JVの場合、構成員の出資の割合は30%以上とする。

＜ 単体企業、特定 JV 代表者 ＞

- (7) 上記(1)の建設業において特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 1級管工事施工管理技士の資格を有する、主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。なお、専任期間は平成29年2月から工事が完了する日までとする。
- (9) 下請け金額の合計が4000万円以上となる場合上記(8)の主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置すること。
特定 JV の代表者においては(8)の主任技術者に代えて監理技術者を専任すること。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ・配置予定技術者にあつては、申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ・監理技術者(主任技術者)の専任期間は、平成29年2月から工事完成の日までを予定する。なお、工場製作又は試験調整のみが行われる期間における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。
 - ・本工事件業の一切が長期間にわたり行われることのない期間においては、監理技術者の専任を要しない。
- (10) 特定 JV の構成員のうち出資の割合が最も高い者を代表構成員とすること。

＜ 特定 JV 代表者以外 ＞

- (11) 上記(1)の建設業において一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (12) 1級管工事施工管理技士の資格を有する、主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
専任期間は上記(8)と同じとする。

3. 申請手続き

(1) 手続き方法

本工事の入札は、下記(2)により一般競争入札参加資格申請を行い資格要件の確認を経た後、下記(3)の通知で資格が認められた入札参加者により競争入札を実施し、入札価格をもとに落札候補者を決定する。

本申請は事後審査型とするため、申請時の証明資料の提出は不用とする。開札後、当社から連絡を受け落札候補者となった者は、申請に関連する証明書類を提出し競争参加資格の有無について改めて審査を受けること。

なお、申請内容に虚偽がある場合又は証明書類の提出が無い場合には、落札候補者としての資格を解除し、次点の者を改めて落札候補者と設定する。以降、申請内容等に不備がある場合には、次点の者を落札候補者とするが、候補者と設定するのは上位の3者までとする。

(2) 申請書等の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下申請書)という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

申請書の提出期間：平成28年11月25日から平成28年12月7日午後5時まで

申請書の提出先：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール 総務課(管理棟内)

電話番号 098-859-2630 担当 西崎、宮城

提出方法：申請書を持参により提出

申請書の作成方法：「入札説明書」による

(3)入札参加資格の確認結果は、平成28年12月14日までに、申請担当者あて電話又はメールにより連絡し通知書は後日郵送する。

4. 入札方法

(1)入札書の提出日時

・持参日時：平成28年12月16日 10時50分まで

・提出場所：沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

沖縄都市モノレール総務課 担当 西崎

(2)入札の方法

・入札は、入札書、委任状、工事費内訳書を封緘し表に社名を明記して、上記(1)の期限までに提出すること。

・入札書には設計図書に係る工事価格を記載すること

・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、上記の持参日時(平成28年12月16日 10時50分)までに沖縄都市モノレール総務課へ入札書を提出すること。

・入札書の受付は、平成28年12月15日8時30分からとする。

・再度入札の回数は2回とする。再度入札を実施する場合には、当社担当者より入札参加者に連絡するので、指定する日時までに上記の持参場所まで入札書を提出すること。

(3)設計図書等の配布

設計図書(特記仕様と図面)のほか申請に必要な資料は、メールで配布するので下記担当者あてメールで連絡すること。

沖縄都市モノレール延長推進室 担当 宮城

MAIL:miyagi_y@yui-rail.co.jp TEL:098-859-2792

配布期間 平成28年11月25日から12月7日まで

(4)入札に関する注意事項

・入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

- ・入札書、委任状には工事名及び工事を施工する場所をこの広告の記載に従い記入すること。
- ・代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は代理人の印では訂正できない。
- ・落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者によりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

(5) 工事費内訳書の提出

本工事は、すべての入札参加者に対して第1回目の入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した簡易的な工事費内訳書の提出を求める。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに代表者印を押印すること。
- ・契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(6) 入札の辞退

申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。

(7) 開札の日時： 平成28年12月16日 11時

(8) 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の制限以下でかつ最低制限価格以上である者のうち、最も低い金額で入札したものを落札候補者とする。落札候補者は申請書に関連する証明書類を提出し、入札参加資格が有ることを改めて審査を受けたうえで落札者と決定する。

(9) 本入札に係る資料の取り扱い

- ・申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ・提出された申請書等は、返却しない。
- ・申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)を認める。
- ・申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競

争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。

- ・申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、今後発注予定の業務等において指名の停止等を行うことがある。

5. 入札保証金 免除

6. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄都市モノレール契約事務規程第30条及び工事請負契約約款第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7. その他事項

(1) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 支払い条件は、契約書案による。

(4) 工事保険

- ・請負業者賠償責任保険、組立保険、火災保険、その他保険に加入すること。
- ・保険期間は、原則、工事着工日から工期最終日+14日以上とする。

(5) 契約締結の時期

本工事の契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

(6) 請負代金の変更等

本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で

行う。

8. 本広告に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問事項

沖縄都市モノレール延長推進室 担当 宮城

MAIL:miyagi_y@yui-rail.co.jp TEL:098-859-2792

(2) 入札・契約手続きに関する質問事項

沖縄都市モノレール総務課 担当 西崎

MAIL:nishizaki@yui-rail.co.jp TEL:098-859-2630

(3) 提出期間:平成28年11月25日から平成28年12月7日17時まで

(4) 提出方法:持参又はメールにより提出すること。

(5) 回答方法:平成28年12月12日から平成28年12月16日まで、沖縄都市モノレール延長推進室にて掲示する。また、入札参加者に対してはメールで回答する。

入札説明書

沖縄都市モノレール一般競争入札広告沖モ総第10号「経塚・浦添前田駅舎建設工事（機械）」の一般競争入札に係る、一般競争入札参加資格確認申請書（以下申請書」という。）の作成方法は、この入札説明書による。

I 申請書、確認資料等の作成方法

1. 申請書の作成方法

- ①申請書は、「様式1」により作成すること。
- ②申請書は、様式1のなかで示す記載例を参考にして記入すること。
- ③共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書の原本を、様式1の後に添付すること。
- ④本申請は事後審査型であるため、申請時に様式1の申請内容に関する証明資料を添付する必要はない。※1
- ⑤申請者には入札参加資格通知書を送付するため、申請者の住所・氏名を記載し、特定記録郵便分（242円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。

2. 入札時には、入札書、委任状、本工事費内訳書を封緘し表に社名を明記して提出すること。

※1 落札候補者となった者は、速やかに（当社から連絡を受けた後4日以内）証明書類を提出すること。

第1号様式（事後審査型）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

沖縄都市モノレール株式会社

代表取締役 美里 義雅 殿

住 所

商号又は名称

氏 名

印

一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係書類を提出します。

資格確認資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 広告年月日 平成28年11月25日
- 2 工事名 経塚・浦添前田駅舎建設工事(機械)
- 3 工事場所 浦添市内
- 4 資格確認資料記載責任者氏名 電話番号
- 5 資格確認項目

ア 入札参加に必要な資格に関する事項

〈単体企業、特定JV代表者〉

- (1) 沖縄県の入札参加資格において管工事業ランクAとして登録されていること。
- (2) 建設業法に定める特定建設業(管工事業)の許可を受けた者であること。

記入例:建設業の許可について該当する。

※落札候補者は建設業の許可について(通知)の写しを提出

- (3) 主たる営業所が那覇市内又は浦添市内にあること。

記入例:主たる営業所の住所を記入

※落札候補者は建設業の許可について(通知)の写しを提出

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く)でないこと。

記入例:該当しない。

(5) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者であること。

記入例:経営事項審査結果は有効期限内である。

※落札候補者は経営事項審査結果通知書の写しを提出。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国又は地方自治体等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

記入例:該当しない。

(7) 要件を満たす主任技術者(監理技術者)を専任で配置できること。

記入例:主任技術者(監理技術者)の氏名

※落札候補者は、1級管工事施行管理技士の合格証、監理技術者資格者証、有効な健康保険被保険者証等又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出。

(8) 特定JV構成員のうち最大の出資比率であること。

記入例:出資比率は**%以上であり構成員のうち最大である。

※落札候補者は、特定建設工事共同企業体協定書を提出

<特定JV代表者以外>

(8) 建設業法に定める一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

記入例:建設業の許可について該当する。

※落札候補者は建設業の許可について(通知)の写しを提出

(9) 要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

記入例:主任技術者の氏名

※落札候補者は、1級管工事施行管理技士の合格証の写しを提出

(8) 特定JVの出資の割合は30%以上であること。

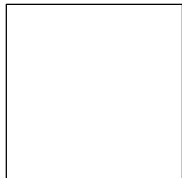
記入例:出資比率は30%である。

委任状

私は、
を代理人と定め、下記工事の入札に関する
一切の権限を委任致します。

記

- 工事名 経塚・浦添前田駅舎建設工事（機械）
- 工事場所 浦添市内
- 入札日 平成28年12月16日（金）
- 代理人使用印鑑



平成 年 月 日

委任者 所在地
商号
代表者氏名

印

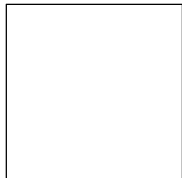
沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅 殿

委任状

私は、
を代理人と定め、下記工事の入札に関する
一切の権限を委任致します。

記

- 工事名 経塚・浦添前田駅舎建設工事（機械）
- 工事場所 浦添市内
- 入札日 平成28年12月16日（金）
- 代理人使用印鑑



平成 年 月 日

委任者

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号
代表者氏名

印

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅 殿

入札書(第 回)

1. 入札項目

工事名 経塚・浦添前田駅舎建設工事(機械)

工事場所 浦添市内

2. 入札金額

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記の一般競争入札について沖縄都市モノレール競争入札要綱、沖縄都市モノレール株式会社工事請負契約約款及び仕様書を熟知の上、契約金額(税抜き)を入札いたします。

平成 年 月 日

所在地

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

沖縄都市モノレール株式会社

代表取締役社長 美里 義雅 殿

入札書(第 回)

1. 入札項目

工事名 経塚・浦添前田駅舎建設工事(機械)

工事場所 浦添市内

2. 入札金額

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記の一般競争入札について沖縄都市モノレール競争入札要綱、沖縄都市モノレール株式会社工事請負契約約款及び仕様書を熟知の上、契約金額(税抜き)を入札いたします。

平成 年 月 日

特定建設工事共同企業体

(代表者)

所在地

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅 殿

入 札 辞 退 届

件 名 : 経塚・浦添前田駅舎建設工事 (機械)

上記の件について「一般競争入札参加資格等の確認結果について (通知)」を受けましたが、下記理由により入札を辞退します。

理由 :

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者氏名

印

代 理 人

印

沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長 美里 義雅 殿

以 上

(様式第1号)

特定建設工事共同企業体資格審査申請書

平成 年 月 日

沖縄都市モノレール株式会社 代表取締役社長 殿

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

今般、連帯責任により請負工事の共同施行を行うため、_____を代表者とする_____特定建設工事共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴社発注に係る工事の入札に参加させていただきたく、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式第2号)

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 _____発注に係る _____建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、発注者の運輸事業開始後、1年を経過した日まで、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、審査会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員

が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印